

## 杵築市手話言語条例

令和 2年 12月 25日  
条例第 72 号

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を用いて意見や気持ち、考えを視覚的に表現する言語です。

ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできました。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活を送ってきました。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置づけられましたが、手話に対する社会的認知と普及は進んでいません。

このような状況を踏まえ、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進と手話の普及を地域で支え、ろう者やろう者と関わる人たちの願いである、手話を使って安心して暮らすことができる杵築市を目指し、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念、市の責務、市民及び事業者の役割並びに総合的かつ計画的な施策の推進について定めることにより、ろう者とうる者以外の者が相互に人格及び個性を尊重し、心豊かに共に生きる地域社会を実現することを目的とします。

### (基本理念)

第2条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、市民が手話による円滑な意思疎通及び情報取得を実施する権利を有し、その権利が尊重されることを基本として行わなければなりません。

### (市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及を図るため、必要な施策を推進します。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、手話による意思疎通をはじめとするろう者への合理的配慮の提供に努めるものとします。

(施策の推進)

第6条 市は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)の規定により策定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)の規定により策定する障害福祉計画において、次に掲げる施策を定め、総合的かつ計画的に推進するものとします。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話による情報発信及び情報取得に関する施策
- (3) 手話による円滑な意思疎通の支援に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(災害時の措置)

第7条 市は、災害時において、ろう者に対し、手話をはじめとする意思疎通の支援その他必要な措置を講じるよう努めるものとします。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることとします。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。